

参考資料

1. 策定の経緯
2. 策定の体制
3. 第5次嘉手納町総合計画策定に関する条例・規則
4. 嘉手納町まちづくり町民会議
5. 第5次嘉手納町総合計画策定審議会
6. 用語解説
7. 平成29年度 町民アンケート

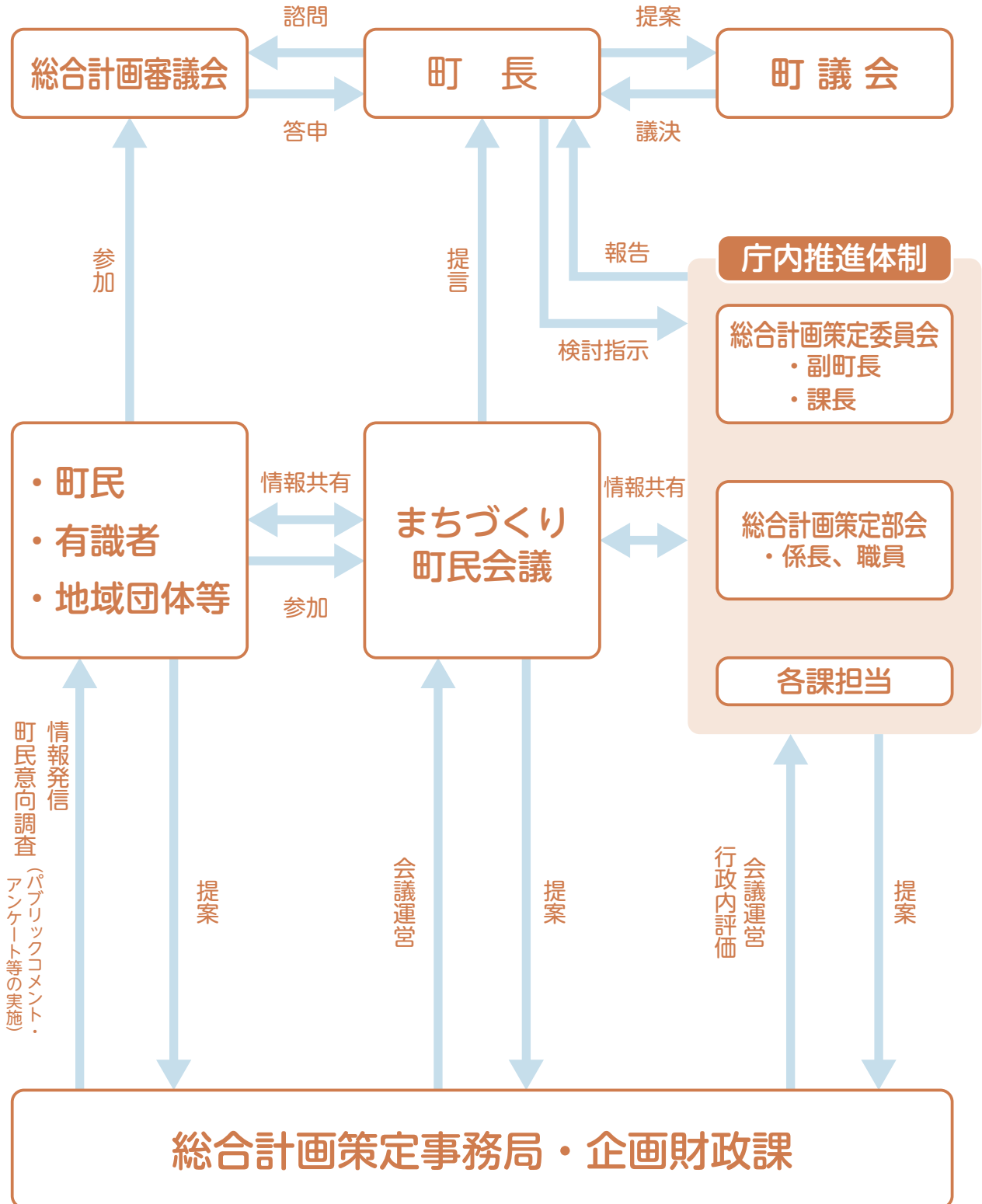
1 策定の経緯

開催年月日		実施・開催事項	会議内容・テーマ等
平成 29年	9月19日～ 10月13日	町民アンケート調査	・居留意向・分野別取組の満足度 ・優先的取組 等
	10月12日	第1回まちづくり子ども会議	・嘉手納のほこれることと問題 点を探そう
	11月15日	第2回まちづくり子ども会議	・このようにしたらもっと良い 嘉手納になるよ
	12月13日	第1回まちづくり町民会議	・現状と課題の検討
平成 30年	1月10日	第2回まちづくり町民会議	・まちづくり将来像の検討
	1月29日	第1回策定部会	・現状と課題の検討
	1月31日	第3回まちづくり町民会議	・分野別施策検討
	2月14日	第4回まちづくり町民会議	・分野別施策検討
	3月2日	第2回策定部会	・基本構想素案の検討
	3月15日	第3回策定部会	・基本計画施策体系素案の検討
	3月28日	第1回策定委員会	・平成29年度調査内容の報告及 び次年度の作業スケジュール
	5月9日	策定部会	・副町長講話・嘉手納町のまち づくり
	5月9日	まちづくり町民会議	・副町長講話・嘉手納町のまち づくり
	5月31日	第5回まちづくり町民会議	・分野別施策検討
	6月20日	第6回まちづくり町民会議	・分野別施策検討
	6月27日	第4回策定部会	・基本構想素案の検討
	7月11日	第5回策定部会	・基本構想素案の検討
	7月11日	第7回まちづくり町民会議	・分野別施策検討の検討
7月19日	第2回策定委員会	・基本構想原案の検討	

開催年月日		実施・開催事項	会議内容・テーマ等
平成 30年	7月20日	第6回策定部会	・前期基本計画素案の検討
	7月25日	第8回まちづくり町民会議	・分野別施策検討
	8月15日	第9回まちづくり町民会議	・まちづくり町民会議開催結果の報告と意見の要旨
	8月17日	第7回策定部会	・前期基本計画素案の検討
	8月22日	第3回策定委員会	・前期基本計画素案の説明
	8月29日	第8回策定部会	・リーディングプランの検討
	8月29日	第4回策定委員会	・基本構想原案の検討
	8月31日	第1回審議会	・第5次嘉手納町総合計画 諮問 ・基本構想概要の説明
	9月28日	第2回審議会	・基本構想案の検討
	10月2日～ 10月15日	パブリックコメント (意見公募手続き)	・第5次嘉手納町総合計画基本構想に対するパブリックコメントの実施
	10月9日	第9回策定部会	・前期基本計画素案の検討
	10月12日	住民説明会	・基本構想の説明
	10月23日	第5回策定委員会	・基本構想案の検討
	11月26日	第3回審議会	・基本構想案の検討
	12月3日	第5次嘉手納町総合計画 答申	
12月18日	基本構想 議決		
平成 31年	2月21日	第6回策定委員会	・前期基本計画案の検討

2 策定の体制

1 策定の体制



2 第5次嘉手納町総合計画審議会 名簿

	氏名	所属	職種	備考
1	瀬口 浩一	琉球大学 国際地域創造学部	教授	有識者
2	小野 尋子	琉球大学 工学部 環境建設工学科	准教授	有識者
3	屋宜 京子	社会福祉協議会	副会長	福祉
4	山内 昌吉	文化協会	会長	文化
5	村山 博子	商工会	会長	商工
6	知名 勇	自治会長会	会長	自治 コミュニティ
7	稲嶺 克子	町食生活改善推進協議会	会長	健康
8	新川 秀隆	町体育協会	会長	スポーツ
9	上地 絹代	町女性会	会長	女性
10	村山 ミツ子	町老人クラブ	会長	老人
11	仲村 龍也	町連合青年会	会長	青年
12	普久原 朝春	PTA連合会	会長	教育
13	神山 吉朗	嘉手納町	副町長	
14	金城 悟	嘉手納町	総務課長	
15	上原 学	嘉手納町	子ども家庭課長	
16	宇榮原 孝	嘉手納町	都市建設課長	
17	金城 睦和	嘉手納町	教育総務課長	

3 嘉手納町まちづくり町民会議 名簿

部会名	氏名	備考
①福祉・教育部会	松本 鑛一郎	部会 副リーダー
	宮里 郁子	
	津波古 光男	副会長 部会長
	喜本 てつ子	
	池間 誠	
	多和田 和美	
	奥間 功二	
②産業・環境部会	豊永 盛光	会長 部会長
	金城 守賞	部会 副リーダー
	金城 和枝	
	古謝 徳淳	
	上江洲 安秀	

4 第5次嘉手納町総合計画策定委員会 名簿

	氏名	所属・役職	備考
1	神山 吉朗	副町長	委員長
2	前川 広充	議会事務局長	
3	山内 智	会計管理者	
4	金城 悟	総務課長	副委員長
5	比嘉 孝史	総務課主幹	
6	天久 昇	企画財政課長	事務局
7	我謝 治彦	基地渉外課長	
8	奥間 勝美	税務課長	
9	町田 優	町民保険課長	
10	前原 信博	福祉課長	
11	上原 学	子ども家庭課長	
12	宇榮原 孝	都市建設課長	
13	上地 康夫	産業環境課長	
14	金城 博吉	上下水道課長	
15	金城 睦和	教育総務課長	
16	浦崎 直哉	教育指導課長	
17	當山 哲也	社会教育課長	
18	新垣 美佐	中央公民館長	

5 第5次嘉手納町総合計画策定部会 名簿

	氏名	所属		備考
1	知花 一子	総務課	行政係	
2	川原田 俊美	基地渉外課	基地渉外係	
3	多和田 恵香	税務課	税務係	
4	喜屋武 崇	町民保険課	戸籍係	
5	川満 都	福祉課	社会福祉係	副部会長
6	高良 若菜	子ども家庭課	保育支援係	
7	橋口 美由紀	都市建設課	都市計画係	部会長
8	幸地 順	産業環境課	商工振興係	
9	奥間 アーラン	上下水道課	水道施設係	
10	我那覇 弥生	教育総務課	教育総務係	
11	山城 哲朗		教育施設係	
12	具志堅 穂津美	教育指導課	教育指導係	
13	島袋 靖	社会教育課	社会教育係	
14	幸地 淳次	中央公民館	中央公民館	

3 第5次嘉手納町総合計画策定に関する 条例・規則

1 嘉手納町総合計画審議会条例

○嘉手納町総合計画審議会条例

昭和52年10月13日

条例第30号

(設置)

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき嘉手納町総合計画審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 審議会は、嘉手納町総合計画について、町長の諮問に応じ審議し、答申するものとする。

(組織)

第3条 審議会は、委員18人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が任命し、又は委嘱する。

- (1) 町議会議員
- (2) 学識経験を有する者
- (3) 町民団体代表
- (4) 町の職員

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員の欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員が委嘱又は任命されたときにおける当該身分を失った場合は、委員を辞したものとす
る。

4 町長は、委員に欠員が生じたときは、随時補充することができる。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選でこれを定める。

2 会長は、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代
理する。

(会議)

第6条 審議会は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

- 4 会長は、会議における審議の参考に供するため必要と認める場合には、委員以外の者を会議に出席させ、その説明又は意見を聴くことができる。

(部会)

第7条 審議会に、特定の事項を調査審議させるため必要に応じて部会を置くことができる。

- 2 部会に属すべき委員は、審議会の議を経て会長が指名する。
- 3 部会に部会長及び副部会長を置き、部会の委員の互選でこれを定める。
- 4 部会長は、部会における審議の経過及び結果を審議会に報告しなければならない。

(幹事)

第8条 審議会に幹事若干人を置き、町職員のうちから町長が任命する。

- 2 幹事は、審議会の所掌事務について委員を補佐する。

(庶務)

第9条 審議会の庶務は、企画財政課において処理する。

(平11条例16・平27条例2・一部改正)

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長と協議の上町長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和58年条例第10号)

この条例は、公布の日から施行し、昭和58年4月1日から適用する。

附 則 (平成3年条例第25号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成11年条例第16号)

この条例は、平成11年9月1日から施行する。

附 則 (平成27年条例第2号)

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

2 嘉手納町総合計画策定に関する規則

○嘉手納町総合計画策定に関する規則

昭和53年3月15日

規則第1号

改正 昭和54年2月26日規則第2—1号

昭和58年12月1日規則第19号

昭和63年4月1日規則第4号

平成3年10月1日規則第19号

平成5年4月23日規則第25号

平成5年6月17日規則第26号

平成11年9月1日規則第13号

平成15年3月31日規則第8号

平成19年7月17日規則第18号

平成23年3月31日規則第4号

平成25年5月1日規則第24号

平成27年3月19日規則第9号

(趣旨)

第1条 この規則は、嘉手納町総合計画（以下「総合計画」という。）の策定に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 総合計画 本町将来の健全な発展を促進するために策定する町政の総合計画をいい、基本構想、基本計画及び実施計画からなるものとする。
- (2) 基本構想 本町の将来の都市像を描き、都市づくりの方針を明らかにする計画をいう。
- (3) 基本計画 基本構想に沿って具体的な都市発展、町民生活向上のための方策、手段の大綱を表した計画をいう。
- (4) 実施計画 基本計画で定められた町の施策の大綱を、町の行財政の中においてどのように実施していくかを明らかにするための計画をいう。

(計画策定の原則)

第3条 総合計画は、本町の発展に資するため行政各部門相互の有機的関連を図るとともに関係諸団体と連絡協調を保ちつつ長期的かつ広域的視野に立った全体として秩序と調和のとれたものとし、計画的に策定しなければならない。

(基本構想の期間等)

第4条 基本構想の期間は、10年とし、原則として10年を経過するごとに検討を加え、更に10年の計画として策定する。

(基本計画の期間等)

第5条 基本計画の期間は、10年とし、原則として5年を経過するごとに検討を加え、更に5年の計画として社会経済情勢の推移に適合するように策定するものとする。

2 基本計画は、前項の場合のほか特に著しい社会経済情勢の変化又は特別な理由がない限り変更することができない。

(実施計画の期間等)

第6条 実施計画の期間は、3年とし、単年度ごとに区分し1年度を経過するごとに検討を加え、更に3年間の計画として策定する。

2 実施計画は、次の各号のいずれかの理由による場合のほか、これを変更することができない。

(1) 前項の規定により変更するとき。

(2) 基本計画が変更されたとき。

(3) 国又は県の計画の変更により著しい事務事業量の増減が生じたとき。

(4) 災害その他やむを得ない事情が生じたとき。

(5) その他、町長が必要と認めるとき。

(総合計画策定委員会)

第7条 総合計画を策定するため、嘉手納町総合計画策定委員会（以下「策定委員会」という。）を置く。

2 策定委員会は、副町長及び各課（課に相当する組織を含む。以下同じ。）の課長（課長に相当する職を含む。以下同じ。）にあるもので組織し、委員長に副町長をもって充て、副委員長は、当該策定委員会に属する者のうちから委員長が指名する。

（平11規則13・平15規則8・平19規則18・平23規則4・平25規則24・平27規則9・一部改正）

(策定委員会職務等)

第8条 策定委員会は、総合計画に関する事項を調査審議し、決定する。

2 委員長は、策定委員会で調査審議し決定した事項について町長に報告しなければならない。

（平19規則18・一部改正）

(策定委員会の会議)

第9条 策定委員会の会議は、必要に応じ、委員長が招集する。

2 委員長は、必要と認めるときは、関係職員を会議に参加させ発言させることができる。

（平19規則18・一部改正）

(総合計画策定員)

第10条 総合計画策定に関する事務を担当させるため、各課に総合計画策定員（以下「策定員」という。）を置く。

2 策定員は、各課の係長（係長に相当する職を含む。）をもって充てる。

(平19規則18・全改)

(策定員の職務等)

第11条 策定員は、当該課長の指揮を受けて総合計画に含まれるべき事務事業の方針及び具体的計画の立案並びにこれらに関連する連絡調整に係る事務を処理する。

2 策定員は、必要と認めるときは、関係職員に対し資料を提出させ、又は説明を求めることができる。

(平19規則18・一部改正)

(基本構想、基本計画及び実施計画案の作成)

第12条 基本構想及び基本計画は、町長が定める方針に従い、策定委員会が長期的かつ総合的に描く都市像案及びその所管に属する事務事業に関して立案した部門別計画案に基づき委員長が総合調整して原案を作成する。

2 実施計画は、基本計画に従いこれを実現するように各課の課長が作成した計画案に基づき企画財政課長が総合調整して原案を作成する。

(平11規則13・平19規則18・一部改正)

(総合計画の策定)

第13条 総合計画は、策定委員会で策定した原案に基づき町長が決定する。ただし、基本構想については、あらかじめ嘉手納町総合計画審議会に諮問し、答申を受けるものとする。

(平19規則18・一部改正)

(総合計画策定部会)

第14条 策定委員会は、総合計画に関する基本的事項について調査審議するため、嘉手納町総合計画策定部会（以下「策定部会」という。）を置くことができる。

2 策定部会は、策定員その他の職員のうちから委員長が指名する者をもって組織する。

3 策定部会に部会長及び副部会長を置き、当該策定部会に属する者のうちから委員長が指名する。

4 策定部会の会議は、必要に応じ部会長が招集する。

(平19規則18・全改)

(策定委員及び策定員の任期)

第15条 策定委員及び策定員の任期は、総合計画原案の作成が完了するまでとする。

2 策定委員及び策定員が異動した場合は、その後任の選任は、委員長と副委員長との協議で決め、その任期は、前任者の残任期間とする。

(平11規則13・平19規則18・平23規則4・平25規則24・一部改正)

(策定委員会及び策定部会の庶務)

第16条 策定委員会及び策定部会の庶務は、企画財政課において処理する。

(平19規則18・追加、平27規則9・一部改正)

(補則)

第17条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

(平19規則18・旧第16条繰下)

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和54年規則第2—1号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和58年規則第19号)

この規則は、公布の日から施行し、昭和58年4月1日から適用する。

附 則 (昭和63年規則第4号)

この規則は、昭和63年4月1日から施行する。

附 則 (平成3年規則第19号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成5年規則第25号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成5年規則第26号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成11年規則第13号)

この規則は、平成11年9月1日から施行する。

附 則 (平成15年規則第8号)

この規則は、平成15年4月1日から施行する。

附 則 (平成19年規則第18号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成23年規則第4号)

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則 (平成25年規則第24号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成27年規則第9号)

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

3 嘉手納町まちづくり町民会議 設置規則

○嘉手納町まちづくり町民会議設置規則

平成25年11月18日

規則第42号

改正 平成27年3月19日規則第9号

平成29年8月21日規則第28号

(設置)

第1条 嘉手納町の総合的なまちづくりの基本方針を示す嘉手納町総合計画（以下「総合計画」という。）を策定するにあたり、町民と協働して推進することを目的として、嘉手納町まちづくり町民会議（以下「町民会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 町民会議は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について検討する。

- (1) 総合計画の策定に関すること。
- (2) その他総合計画の策定に必要な事項を検討すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、町長が必要と認めること。

(組織)

第3条 町民会議は、次の各号のいずれにも該当するもののうちから、公募等により町長が選考した、構成員15名以内で組織する。

- (1) 町内に在住又は在勤する者であること。
- (2) 18歳以上であること。
- (3) 嘉手納町のまちづくりに関心があること。
- (4) 町民会議に継続して出席できること。
- (5) 町民会議の趣旨を理解して協力できること。

(平29規則28・一部改正)

(会長及び副会長)

第4条 町民会議に会長及び副会長を置き、構成員の互選によってこれを定める。

- 2 会長は、町民会議を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 町民会議の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 会議は、構成員の過半数が出席しなければ、開くことができない。
- 3 会長は、必要があると認めるときは、会議に構成員以外の者の出席を求め、その意見を聴

くことができる。

(部会)

第6条 会長は、第2条各号に掲げる事項について、調査、研究等をさせるため、部会を置くことができる。

2 構成員は、いずれかの部会に属するものとする。

(準用規定)

第7条 第4条及び第5条の規定は、部会について準用する。この場合において、これらの規定中「会長」とあるのは「部会長」と、「町民会議」とあるのは「部会」と、「副会長」とあるのは「副部会長」と読み替えるものとする。

(任期)

第8条 構成員の任期は、総合計画原案の作成が完了するまでとする。ただし、構成員が欠けた場合における補欠員の任期は、前任者の残任期間とする。

(庶務)

第9条 町民会議に関する庶務は、企画財政課において処理する。

(平27規則9・一部改正)

(委任)

第10条 この規則に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成27年規則第9号)

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (平成29年規則第28号)

この規則は、公布の日から施行する。

4 嘉手納町まちづくり町民会議

1 第5次総合計画基本構想（原案）に関する提言

保健・医療・福祉・子育て関連について

【町への意見】

- ・老人クラブやシルバー人材活用の活性化、高齢者と児童・生徒との交流を行い、高齢者がいきいきと活躍できる場をつくることを求めます。
- ・障害者サービスの周知を図り、必要なサービスが受けられるようにすることと、サービスを受けるまでに至らない人へのフォローや障害者を支えている家族等への相談支援等を求めます。
- ・障害者の就労場所を増やすことを求めます。
- ・歩道、公共施設、住まいのバリアフリー化を進めることを求めます。
- ・障害者・児への理解や共生社会の考え方を学校の授業や講演会等で普及啓発することを求めます。
- ・保育環境や子どもの医療、子を持つ親への相談支援など子育て支援を充実させるとともに、子どもがそれらのサービスを十分に享受できるよう親への周知を徹底することを求めます。
- ・子どもの貧困に関しては、子ども食堂や学習支援、親の就業支援等を行うことを求めます。
- ・地域で子どもを見守り育てていけるよう、子どもへの声掛け、児童館の利用等を促すことを求めます。
- ・町民一人ひとりが自分に合った生きがいづくりや健康づくりに取り組めるよう、町内の空地の有効利用、サークル活動やコミュニティーセンターの利用方法を周知し、利用促進に取り組むことを求めます。
- ・町民のスポーツ施設利用を向上させるため、利用しやすい環境づくりを求めます。
- ・健康診断の受診率の向上を図るとともに、町民向けの保健セミナーの開催、かかりつけ医の考え方の普及、電話医療相談の周知を求めます。
- ・町民一人ひとりが食生活に関心を持てるよう、様々な切り口で食育を推進することを求めます。
- ・国民健康保険の適正な継続に向けて、保険制度の周知を行うことを求めます。

【町民として出来ること】

- ・日ごろから地域でのあいさつ、声掛けなどふれあう機会をつくることで、見守り体制を構築し、一人暮らしの高齢者や支援が必要な人の助けになるよう心掛けることが大切です。
- ・介護予防に向けた健康づくり（食生活改善、運動等）を推進するとともに、健康診断の受診を徹底することが大切です。

教育・文化関連について

【町への意見】

- ・学校教育については、現在取り組まれている英語力強化事業やガンバリノートに加えて、読書や家庭教育など授業以外の場での学力向上に努めるとともに、学校と地域との交流をさらに増やし、地域をあげて教育の充実を図ることを求めます。
- ・青少年の健全育成のため、地域で子どもの見守りを行うとともに、子どもの手本となる大人達の常識や教養を高める取り組みを求めます。
- ・国内外交流事業の内容を町民に周知して参加を促すとともに、山村留学や海村留学、高齢者交流等の他事例を参考にした新たな交流事業を検討することを求めます。
- ・町文化祭、各自治会公民館まつりをはじめとする生涯学習に関するイベントの情報発信を行い、町民の生涯学習活動を活性化させることを求めます。
- ・生涯学習の拠点としてコミュニティーセンターやスポーツ施設を活用することを求めます。
- ・野國總管やしまくとうば等の歴史・民俗資源を大切にし、それらを活用した歴史学習や観光の活性化に努めることを求めます。
- ・伝統芸能を継承発展させるため、地域イベントの参加者増加を図るとともに、後継者の育成に努めることを求めます。
- ・スポーツ施設利用者増に向けた取り組み（ポイント制導入等）と、新たなスポーツ施設（グランドゴルフ場等）の整備を検討することを求めます。

【町民として出来ること】

- ・本町が平和活動情報を世界に発信する拠点となって写真展示やメッセージ展をはじめとする平和行事や平和学習を通して平和意識の醸成を町民も一体となって取り組んで行くことが大切です。
- ・町民のスポーツ意識を高めるため、生活習慣調査（アンケート調査）の実施、プロスポーツ合宿の誘致を図るとともに、スポーツ実施の機会づくり（ラジオ体操、体操教室、スポレク大会、ミニ運動会等）の呼びかけに力を入れることが大切です。

建設・環境関連について

【町への意見】

- ・屋良城址公園の緑化や、公共用地に限られた土地の中での緑化を図ることを求めます。
- ・省エネ対策として、家庭でのLED化に対する補助の検討を求めます。
- ・道路環境改善のため、一方通行の設定、電柱の地中化、地域巡回バスの運用等に取り組むことを求めます。
- ・急傾斜地の安全対策をはじめ、全体的かつ継続的な安全対策を求めます。
- ・防犯対策として、歩道の街路樹を剪定することによって防犯灯の効果が発揮されるようにすることと、防犯カメラの設置（増設）を行うことを求めます。
- ・ジェット燃料の悪臭や騒音問題などの基地公害問題を抱えており、基地へ要請し公害負荷の低減・防止を呼び掛けることを求めます。
- ・狭隘な町土の有効活用を図る為、町内に点在する防衛局買上げ用地の買い直しや集約等を行い、活用可能な土地を創出するなどの検討を求めます。

【町民として出来ること】

- ・ごみ減量対策として、ごみ分別の一層の徹底、草木チップ化事業の肥料としての活用を徹底することが大切です。
- ・生活公害として海岸のゴミのポイ捨てなどが目立つため、看板設置によるモラル・マナー向上に努めることが大切です。
- ・限られた土地の中で地域の実情に応じた土地利用を促すと同時に、住宅地や産業用地確保のために基地の一部返還を要請することを町民と一体となって行っていくことが大切です。
- ・密集市街地の建替困難で土地の有効活用が難しい場所や緊急車両が通りにくい場所においては、土地所有者や建物所有者が道路の拡張等の町の事業に協力することも大切です。
- ・水道料金、下水道料金が県で2番目に安く、安定した上下水道の供給がなされており、町民の節水活動や自然環境保全の重要性の理解を促し町民一人一人の心がけが大切です。
- ・防災マップの定期的な配布、防災講演会の実施、避難場所の周知等を求めることと合わせて、防災講演会の参加などを行い、町民の防災意識の向上を図ることが大切です。
- ・交通事故県内ワースト上位であるため、交通マナーの啓発活動の参加などにより交通事故防止に努めることが大切です。
- ・一人で悩まず、消費者ホットラインに相談することが大切です。

産業関連について

【町への意見】

- ・のみの市等の新たな販売ルートの確立、販売方法（広報等）の工夫を行うことを求めます。
- ・漁協、JA、商工会各組織の連携強化を求めます。
- ・農水産業の新たな担い手確保のため、小中学校の農水業体験学習や農業関連情報の発信を行うことを求めます。
- ・商店街活性化のため、案内板の設置、商店街循環バスの運行、野國いもにちなんだイベント開催等を実施することを求めます。
- ・レストランや新規店舗が参入できる用地の確保について検討を求めます。
- ・ロータリー広場や観光の場に桜を植えて、「さくらのまちカテナ」を印象づけることを検討することを求めます。
- ・観光客の滞在時間を増加するための工夫を求めます。
- ・嘉手納町民が嘉手納町内の事業所で働けるよう、企業とのマッチングや就職支援（助成金）等の実施を求めます。

【町民として出来ること】

- ・比謝川沿い、海浜公園、道の駅、泡盛イベント等の既存の観光資源を発信していくことが大切です。

行財運営関連について

【町への意見】

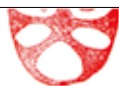
- ・納税意識を高める周知と、源泉の元となる雇用の場を創出することを求めます。
- ・土地や施設の有効活用を図るために、公共・公益施設の共有シェアを推進することを求めます。
- ・個人のプライバシーが完全に守られ、安心して相談・支援が受けられる体制を整備することを求めます。
- ・女性が安心して働けるよう、学童や保育などの子育て環境づくりを進めることを求めます。
- ・男女共同参画やLGBTなどへの理解と意識を高める継続的な啓発活動を実施することを求めます。
- ・様々な世代や分野の人が議論できる場づくり、参加・参画しやすい仕組みづくりを行うことを求めます。
- ・意見や活動などの情報を色々な媒体を利用して、知らせる・知る環境づくりを行うことを求めます。
- ・既存広報誌または各自治会にて独自出版を検討いただき、自治会への寄付金の使途や活動費用の内訳などを町民へ周知することを求めます。

【町民として出来ること】

- ・生活の利便性向上や高齢者等の移動に配慮したコミュニティバス等の導入を求めるとともに、導入後の活用促進を発信し、継続していくことが大切です。
- ・町民や自治会が積極的に参加の呼びかけや活動を知らせる工夫を行うことが大切です。
- ・地域のつながりを大事にするため、コミュニケーションがとれるイベントを実施し参加を促すとともに、転入者が気軽に自治会活動に携われるような仕組みを検討することが大切です。
- ・自治会活動を理解してもらうための広報紙などを作ることが大切です。

5 第5次嘉手納町総合計画策定審議会

1 諮問



嘉企第 467 号

平成30年 8月31日

嘉手納町総合計画審議会会長 殿

嘉手納町長 當山 宏



第5次嘉手納町総合計画について（諮問）

第5次嘉手納町総合計画を策定することについて、嘉手納町総合計画審議会条例（昭和52年嘉手納町条例第30号）第2条の規定に基づき、貴審議会の意見を求めます。

2 答申

嘉 総 審 第 1 号
平成 30 年 12 月 3 日

嘉手納町長 當山 宏 殿

嘉手納町総合計画審議会
会長 瀬口 浩



第五次嘉手納町総合計画（基本構想）について（答申）

平成 30 年 8 月 31 日付け、嘉企第 467 号において諮問ありました第五次嘉手納町総合計画（基本構想）について、本審議会は、慎重に議論を重ねた結果、別添のとおり提言事項を取り纏めましたので、最大限尊重していただくことをお願い申し上げます。

3 第5次総合計画基本構想（原案）に関する意見・提案

全体について

1. 総合計画の町民への報告・PRの実施方法
2. 町内の保育園がほとんど認可保育所になり、働いていないお母さんが預けられない状況にあるため対応する施策は重要である。
3. めざす姿について、「音楽によるまちづくり」を含めて記載したほうがよい。
4. 図表を示した方が町民に説明しやすいと考える。
5. 議会に関する事を記載する必要があるか検討頂きたい。
6. 基本構想の「目指す姿」の書き方を検討して頂きたい。

総合計画策定について

1. 基本構想原案のため、めざす姿について理想的な在り方を述べていると思うが、具体化方策は基本計画、実施計画で示して頂きたい。

時代の潮流について

1. 安全・安心に関する意味では「防犯」の内容のみを取扱い、「交通」関係はひとつにまとめる等の検討を頂きたい。
2. 計画書の名称について、「沖縄21世紀ビジョン基本計画」なのか「沖縄21世紀ビジョン基本計画基本構想」なのか、どちらかが正しいのか確認願いたい。

嘉手納町の現状と課題について

1. 交通機能の向上について、高齢になり免許を返納すると買物難民となるので不安があるため、対応する施策は重要である。
2. 外部の方が見た場合でも、分かり易い表現や注釈附記等、留意して頂きたい。

将来像と基本理念について

1. 肝がなさの意味として「おもいやり」や「いたわり」の方が適切かと考えているため方言の意味を再確認頂きたい。
2. 「皆でつくりあげる協働のまちづくり」と「つくる」が2回出ているため、「皆で作り上げる協働のまち」にしたほうがよいと考えるため、検討して頂きたい。

基本目標について

1. 地域文化の継承について、貴重な伝統芸能だけでなく現在注目されている「しまくとぅば」や「民話」などを記載してはどうか検討して頂きたい。
2. 「公共交通の検討」と「新たな交通手段」や「行政運営」と「行財政運営」など、表現を統一できるものは統一する。
3. 男女共同参画社会の推進について、「平等」という文言を加筆してはどうか検討頂きたい。

6 用語解説

あ行	
ICT	ICT (Information and Communication Technology) は「情報通信技術」の略。
インクルーシブ教育	障害のある方が持てる能力を最大限度まで発達させ、活躍できる社会をつくるという目的の下でその推進をはかろうとする教育の仕組み。
インセンティブ	目標を達成するための刺激。誘因。
う蝕	一般には虫歯と呼ばれる。う蝕にかかった歯をう蝕歯またはう歯という。
AI	人間の知的営みをコンピュータに行わせるための技術のこと、または人間の知的営みを行うことができるコンピュータプログラムのことである。一般に「人工知能」と和訳される。
MR2期	麻疹風疹混合ワクチン（以下、MRワクチン）を用いた定期接種で接種対象者は、第1期が1歳児、第2期が小学校就学前の1年間（幼稚園、保育所等の最年長クラス）にあたる。
LGBT	Lesbian（レズビアン、女性同性愛者）、Gay（ゲイ、男性同性愛者）、Bisexual（バイセクシュアル、両性愛者）、Transgender（トランスジェンダー、出生時に診断された性と自認する性の不一致）の頭文字をとり、セクシュアル・マイノリティー（性的少数者）の一部の人々を指した総称。
エンターテイメント	人々を楽しませる娯楽のこと。
エンパワーメント	障害のある人が、地域の中で暮らすひとりとして自ら選択し、決定する力を身に着けていくこと。
沖縄県軍用地転用促進・基地問題協議会（軍転協）	県内に所在する米軍、自衛隊の使用地及び未利用のその跡地について、県、市町村間の連絡協調を密にしその利・転用の促進を図るとともに米軍基地及び自衛隊基地から発生する諸問題について相互に協力してその解決を図ることにより、県民生活と福祉の向上に寄与することを目的とする。県及び27市町村で構成。
温室効果ガス	赤外線を吸収する能力をもつ気体のこと。温室効果ガスの主なものとしては、二酸化炭素（CO ₂ ）、メタン、亜酸化窒素、対流圏のオゾン、フロンなどがある。

か行

キャリア教育	一人一人の社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育てることを通して、キャリア発達を促す教育。
行政評価	行政活動の目的を明確にし、加えて成果目標を設定し、その活動に対して投入された予算や人件費、成果物等を総括的に勘案しながら評価を行い、その評価結果に基づく改善を次年度以降の行政活動の企画・立案に反映させていく仕組み。
ゲートキーパー	自殺の危険を示すサインに気づき、適切な対応（悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守る）を図ることができる人。
交通弱者	自動車中心の社会において、年少者、要介護者、一部の高齢者や障害者など、自分で運転することができず、自家用の交通手段がないため公共交通機関に頼らざるを得ない人。とくに公共交通機関が整備されていないため、買い物など日常的な移動にも不自由を強いられている人をさす。また、交通事故の場合には、自動車（加害者、強者）に対して被害者となりやすい子供や高齢者などの歩行者をさす。
子どもの貧困	必要最低限の生活水準が満たされておらず心身の維持が困難である絶対的貧困にある、またはその国の貧困線（等価可処分所得の中央値の50%）以下の所得で暮らす相対的貧困にある17歳以下の子どもの存在及び生活状況。
こども110番の家	子どもたちの緊急時における避難場所。主に事業所。110番通報及び学校、保護者への連絡や、各種情報の提供を行う。
コミュニティ・スクール	学校と保護者や地域がともに知恵を出し合い、学校運営に意見を反映させることで、一緒に協働しながら子供たちの豊かな成長を支え「地域とともにある学校づくり」を進める法律（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（第47条の6））に基づいた仕組み。
コミュニティソーシャル事業	引きこもりや孤立など社会的孤立、虐待、生活問題、障害、高齢等、何らかの理由により暮らしに不安や支援を必要としている個人や世帯に、自立した生活を支援するため地域の自治会や住民、行政、関係団体や民生委員・児童委員、福祉関係者等とネットワークづくりをおこなっていくこと。
コミュニティソーシャルワーカー	地域において生活上の課題を抱える個人や家族に対する個別支援と、それらの人々が暮らす生活圏の環境整備や住民のネットワーク化といった地域支援を行う人。
コンパクト・プラス・ネットワーク	人口減少・高齢化が進む中、特に地方都市においては、地域の活力を維持するとともに、医療・福祉・商業等の生活機能を確保し、高齢者が安心して暮らせるよう、地域公共交通と連携して、コンパクトなまちづくりを進めることが重要とした考え方。

さ行

三市町連絡協議会 (三連協)	嘉手納飛行場に関する諸問題のうち、三市町の共通課題について共同で対処することを目的とする。沖縄市、北谷町及び嘉手納町で構成。
社会教育学級	嘉手納町に住所を有する者を含み、組織的な教育活動（体育及びレクリエーションの活動を含む）を行う団体。
自主防災組織	主に町内会・自治会が母体となって、地域住民が自主的に連帯して防災活動を行う任意団体。具体的には町内会・自治会防犯部といった組織や、地域の婦人防火クラブ、そのほか防災関連のNPOなどがその例である。
就労定着数	採用後から勤続年数が6ヶ月経ったものをいう。
循環型社会	大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会に代わるものとして提示された概念。循環型社会形成推進基本法（平成12年法律第110号）では、まず製品等が廃棄物等となることを抑制し、次に排出された廃棄物等についてはできるだけ資源として適正に利用し、最後にどうしても利用できないものは適正に処分することが確保されることにより実現される、「天然資源の消費が抑制され、環境への負荷ができる限り低減された社会」としている。
常設人権相談所	法務局沖縄支局内（沖縄人権擁護委員連絡協議会）に設置されている人権相談所。
情報リテラシー	情報を十分に使いこなせる能力。大量の情報の中から必要なものを収集し、分析・活用するための知識や技能のこと。
人生100年時代	「寿命が（100歳前後まで）今後伸びていくにあたって、国・組織・個人がライフコースの見直しを迫られている」という内容を表す。
生活困窮者	経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある者。
生産年齢人口	生産活動の中心となる15歳以上65歳未満の人口。
スポーツ推進委員	市町村におけるスポーツの推進のため、教育委員会規則に定めるスポーツ事業の実施に係る連絡調整、住民に対するスポーツの実技の指導、その他スポーツに関する指導及び助言を行う非常勤職員。
Society5.0	狩猟社会（Society 1.0）、農耕社会（Society 2.0）、工業社会（Society 3.0）、情報社会（Society 4.0）に続く、新たな社会を指すもので、サイバー空間（仮想空間）とフィジカル空間（現実空間）を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する、人間中心の社会として我が国が目指すべき未来社会の姿。

た行

地域コミュニティ	地域住民が生活している場所、すなわち消費、生産、労働、教育、衛生・医療、遊び、スポーツ、芸能、祭りに関わり合いながら、住民相互の交流が行われている地域社会、あるいはそのような住民の集団。
地域社会の教育力	子どもたちの学びにおいて、優れた影響を与えるであろう地域社会に存在する、あらゆる人、物、自然等を指し、地域に根付いた教育資源となり得る価値あるものととらえること。
地域主権戦略大綱	地域主権改革を推進していくため、「地域主権戦略大綱」を平成22（2010）年6月22日の閣議において決定。第1から第10までの10項目で構成されている。
地域包括ケアシステム	高齢者が要介護状態になっても住み慣れた地域で自分らしい生活を最期まで送ることができるような地域の包括的な支援・サービス提供体制。
地方分権一括法	平成11（1999）年7月に成立し、平成12（2000）年4月から施行されている。全部で475本の関連法案からなる。コンセプトは、地方分権。もっと地方の力を強くしよう、というねらいから設けられた。この目的から、地方の自主裁量を高め、逆に国の管理を少なくする。
地方分権改革推進法	地方分権改革を総合的かつ計画的に推進することを目的とした日本の法律。平成19（2007）年4月1日施行。施行後3年で効力を失う限時法。
肝ぐる	心の底から湧き出る相手を思いやる心、真心、優しさ、助け合い精神。
ちゅらさん運動	県、警察、市町村、関係機関、県民が総ぐるみで行う防犯のための運動。通学路、公園等の安全・安心な環境整備を推進する「ちゅらまちづくり」、将来を担う子ども達の健全育成を図る「ちゅらひとづくり」、地域の連携と自主防犯活動の活性化を促進する「ちゅらゆいづくり」の3つのちゅらづくりのこと。
超スマート社会	必要なもの・サービスを、必要な人に、必要な時に、必要なだけ提供し、社会のさまざまなニーズにきめ細かに対応でき、あらゆる人が質の高いサービスを受けられ、年齢、性別、地域、言語といったさまざまな違いを乗り越え、生き活きと快適に暮らすことのできる社会。
テレワーク	組織や企業の戦略的な情報通信技術（ICT）活用により実現することができる、時間や場所にとらわれない新しい働き方。
DV（ドメスティック・バイオレンス）	「domestic violence」を略して「DV」と呼ばれている。明確な定義はないものの、日本では一般的に「配偶者や恋人など親密な関係にある、又はあった者から振るわれる暴力」という意味で使われる。

な行	
2項道路	幅員4m未満で、建築基準法施行前から使われていた既存道路で、かつ特定行政庁が道路として指定したもの。
年少人口	15歳未満の人口。
ノーマライゼーション	障害の有無に関わらず、地域に暮らすひとりとしての権利が守られ、ごく当たり前に暮らし続けることを保障する地域社会を実現させる考え方。

は行	
パーソナルサポートセンター (自立相談支援機関)	失業などにより経済的な問題で困っている人、働くことに不安を抱いている人、住む所が無い人等、生活全般にわたる困りごとの相談窓口で、「生活困窮者自立支援法」(平成27年4月施行)に基づき沖縄県が設置している。嘉手納町民は「中部 就職・生活支援パーソナルサポートセンター」で相談することができる。
ビッグデータ	従来のデータベース管理システムなどでは記録や保管、解析が難しいような巨大なデータ群。明確な定義があるわけではなく、企業向け情報システムメーカーのマーケティング用語として多用されている。
避難行動要支援者	要配慮者のうち、災害時に自ら避難することが困難で、特に支援を要する人々。
ファミリーサポートセンター事業	育児の援助を受けたい人(乳幼児や小学生等の児童がいる子育て中の労働者や主婦)と育児の援助を行いたい人(資格不要だが活動に必要な講習を受ける)が会員となり、会員同士の相互援助活動(連絡、調整等)を手伝う事業のこと。「子ども・子育て支援新制度」の開始に伴い、平成27年度からは、「地域子ども子育て支援事業」の1つとして実施している。
フィーダー交通ネットワーク	広域移動を支える基幹軸となる鉄軌道と併せて、フィーダー交通として、LRT、基幹バス等が連携する利便性の高い公共交通ネットワーク。
防衛局による買上げ用地	法律に基づき、飛行場等周辺の一定の区域を対象に、建物等(建物、立木竹、その他土地に定着する物件)の移転又は除却の補償及び土地の買入れを行っている。移転補償等の対象となる区域は、自衛隊や米軍の航空機の離陸、着陸等の頻繁な実施のために生ずる音響による障害が特に著しいと認めて防衛大臣が指定する区域で、第二種区域(第三種区域を含む。以下同じ。)という。移転補償等は、この第二種区域の外に移転を希望される方に対して、建物等の移転補償や土地の買入れを行うものとなる。

ま行	
マッピングシステム	コンピュータを利用して地図や図面を扱うシステムで、水道、ガス事業では図面管理のほか管網計算、管路設計、設備管理統計資料作成等多くの業務で利用されている。
学びのセーフティネットの構築	意欲と能力のある者が高等教育に進学し、安心して学習できる環境を整備する。その際、経済状況にかかわらず、学生の就学機会を確保するため、進学希望者にとって予見可能性を持てる経済的支援を整備する。また、生涯を通じて、高等教育機関で学べる環境づくりを進める。

や行	
有収率	$(\text{年間の料金徴収の対象となった水量} / \text{年間の実績給水量}) \times 100$
養育力	子どもを育てる力。
要配慮者	必要な情報を迅速かつ的確に把握し、災害から自らを守るために安全な場所に避難するなどの災害時の一連の行動をとるのに支援を要する人々をいい、災害時要援護者ともいう。一般的に高齢者、障害者、外国人、妊産婦及び乳幼児等があげられる。
4R	ゴミを減らすための具体的な方針、リフューズ (Refuse 断る)、リデュース (Reduce 減らす)、リユース (Reuse 再利用する)、リサイクル (Recycle 資源を再利用する) の頭文字をとったもの。

ら行	
ライフステージ	人間の一生において節目となる出来事 (出生、入学、卒業、就職、結婚、出産、子育て、退職等) によって区分される生活環境の段階のこと。
レセプト	病院が健康保険などの報酬を公的機関に請求するために提出する書類。診療報酬請求明細書。診療報酬明細書。
老年人口	65歳以上の人口。

7 平成29年度 町民アンケート

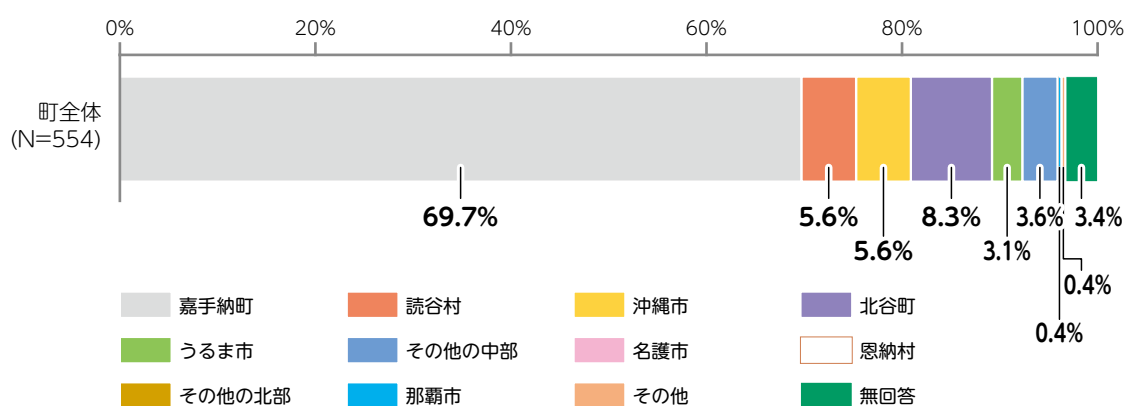
1 調査概要

- ・ 令和元年度からの町政運営の指針となる「第5次嘉手納町総合計画(前期基本計画)」の策定に向け、町民のニーズを踏まえ、町が目指すべき施策の方向性を点検し、重点化すべき施策をとりまとめるため、平成29年度に町民を対象にアンケート調査を実施した。

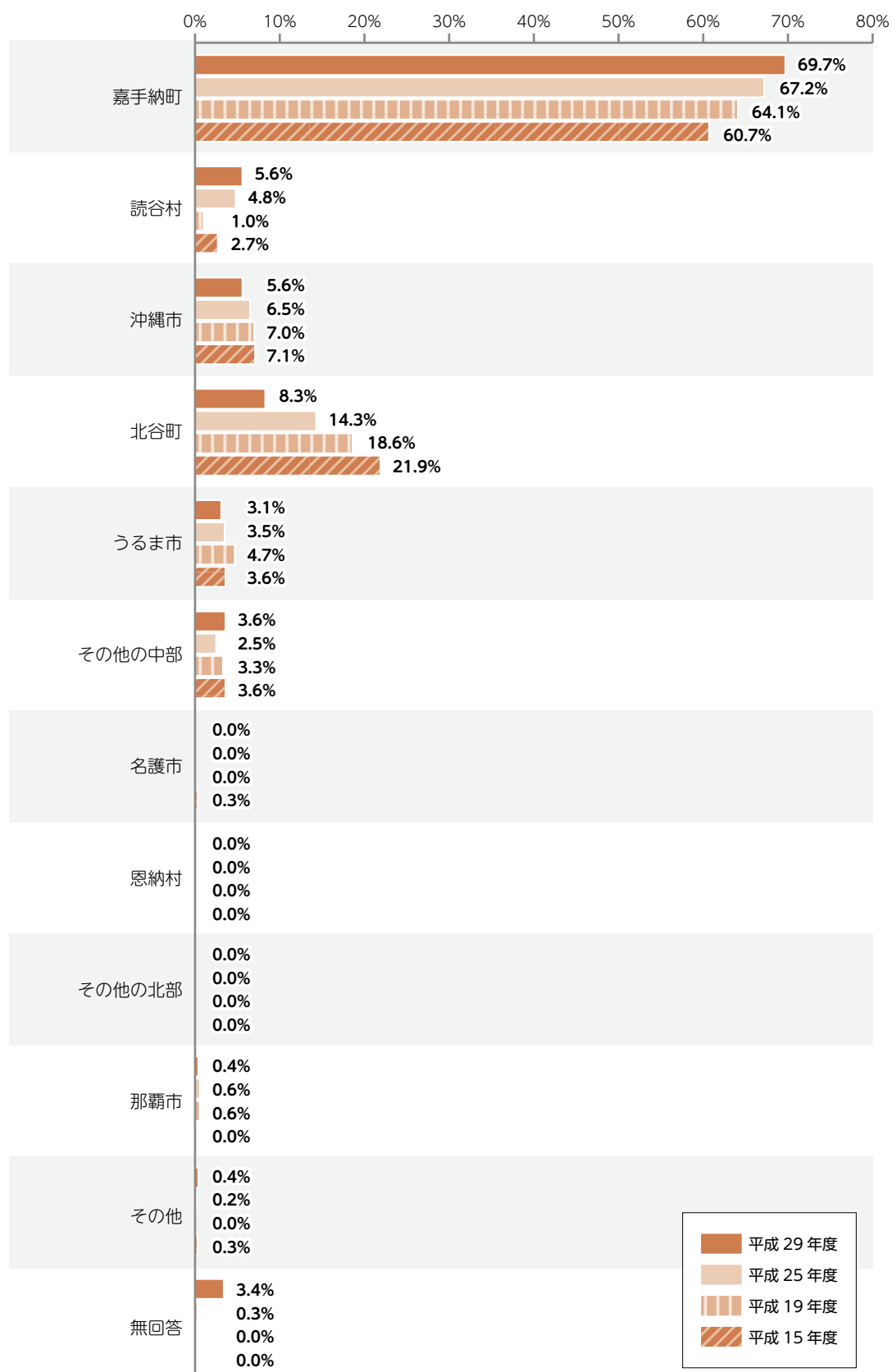
2 調査結果（抜粋）

問2__日常買い物地

- 日用雑貨の買い物は、「嘉手納町」が69.7%で最も多く、町外については拡散しています。
- 前回調査と比較すると、「嘉手納町」での買い物が年々増加していることがうかがえます。反対に、「沖縄市」や「北谷町」での買い物は減少傾向にあります。

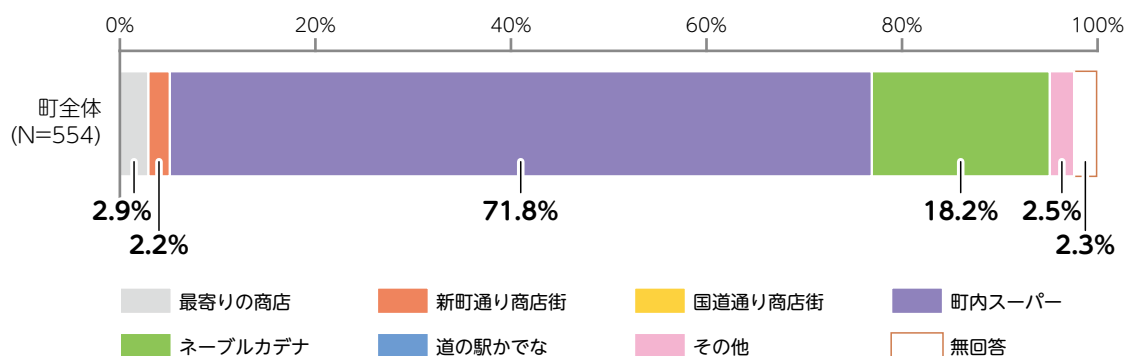


前回調査との比較グラフ

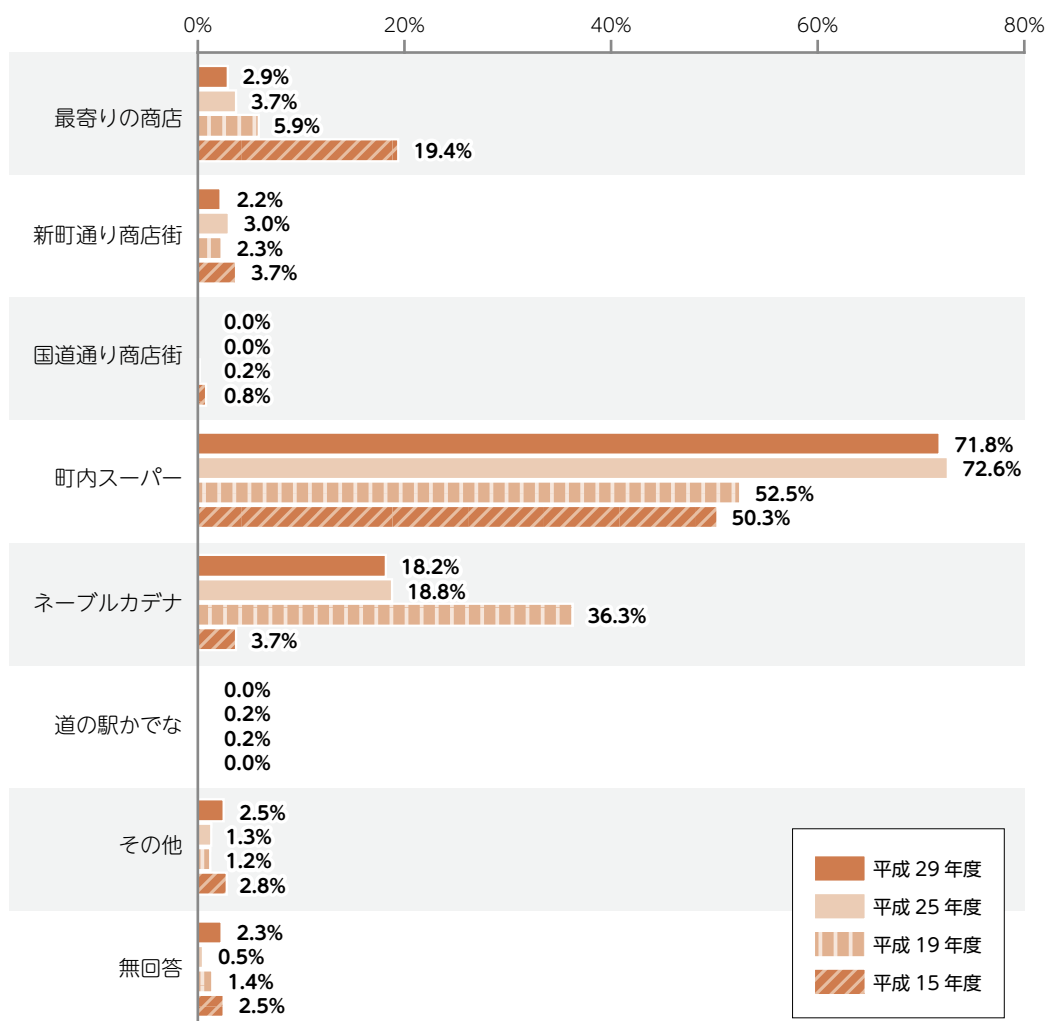


問3 町内の買い物地

- 町内での買い物は、「町内スーパー」が71.8%で最も多く、次いで「ネーブルカテナ」が18.2%となっています。
- 地区別もほぼ同様の傾向を示しています。
- 前回調査と比較すると、前回の平成25年度の調査結果と同様の傾向を示しており、「町内スーパー」と「ネーブルカテナ」で全体の9割を占めています。

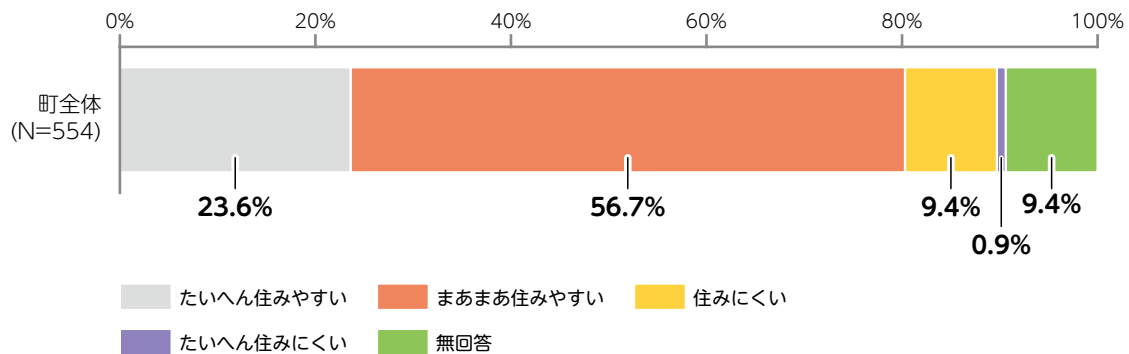


前回調査との比較グラフ

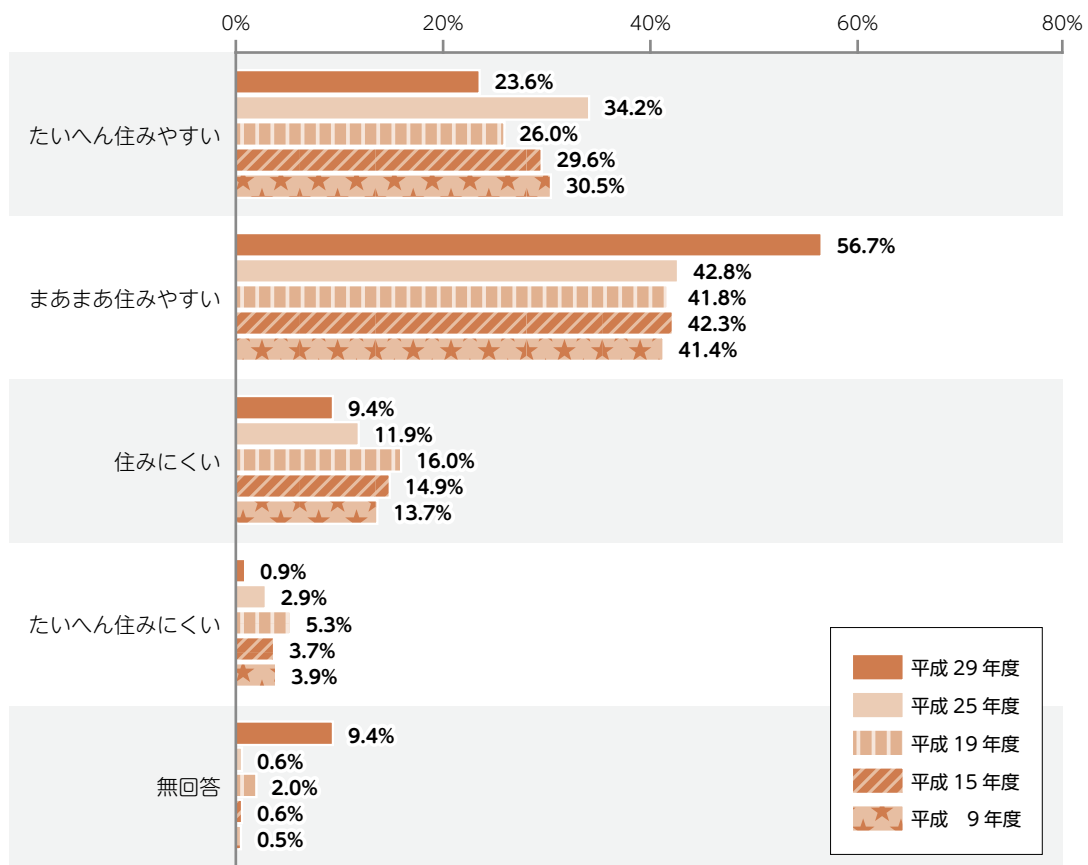


問4_住みやすさ

- 住みやすさについては、「まあまあ住みやすい」が56.7%、「たいへん住みやすい」が23.6%で、約8割の人が住みやすいと思っています。
- 前回調査と比較すると、「たいへん住みやすい」は前回に比べ10.6ポイント減少しているものの「まあまあ住みやすい」が13.9ポイント増加し、住みやすいと感じている方が増えている傾向にあります。

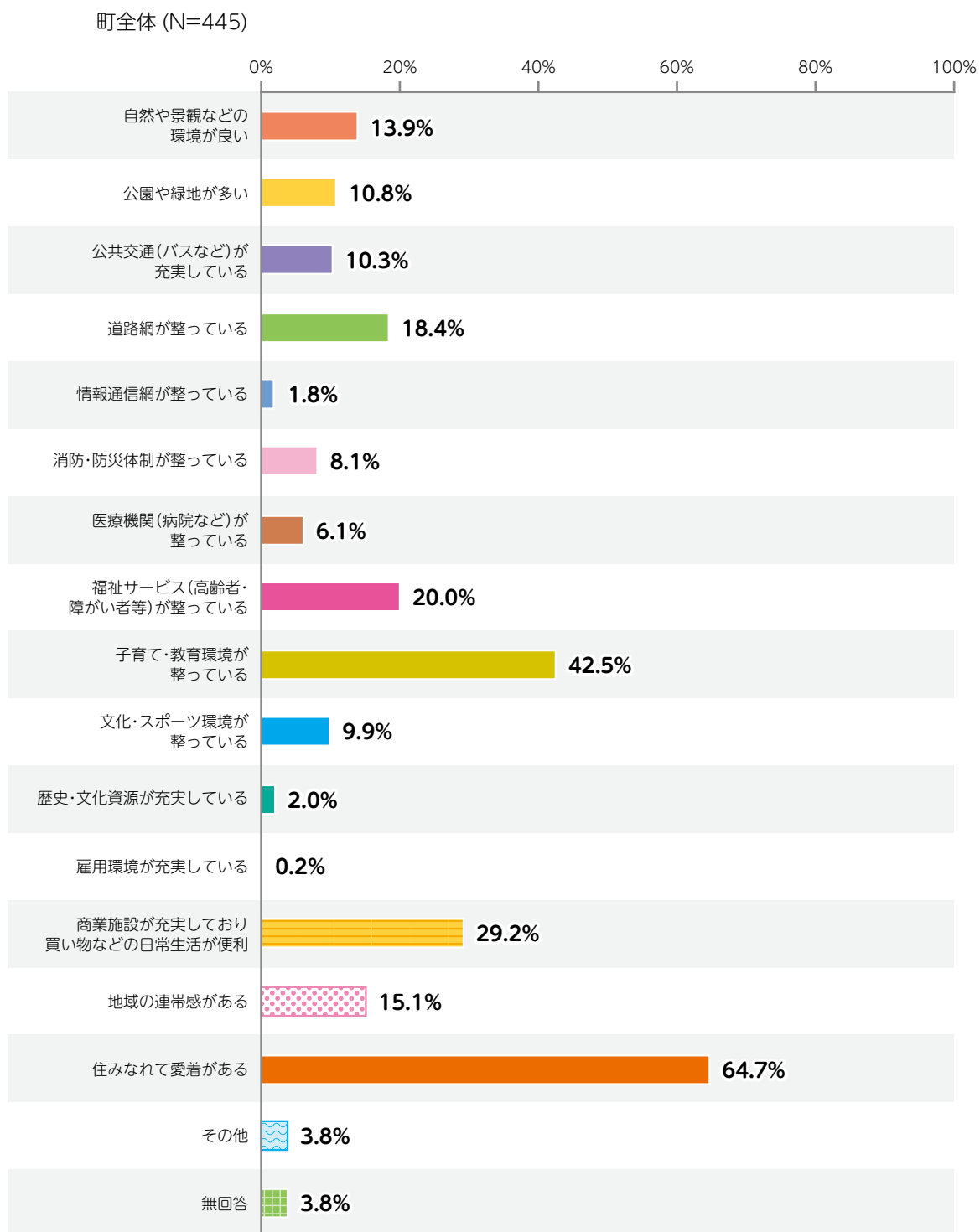


前回調査との比較グラフ



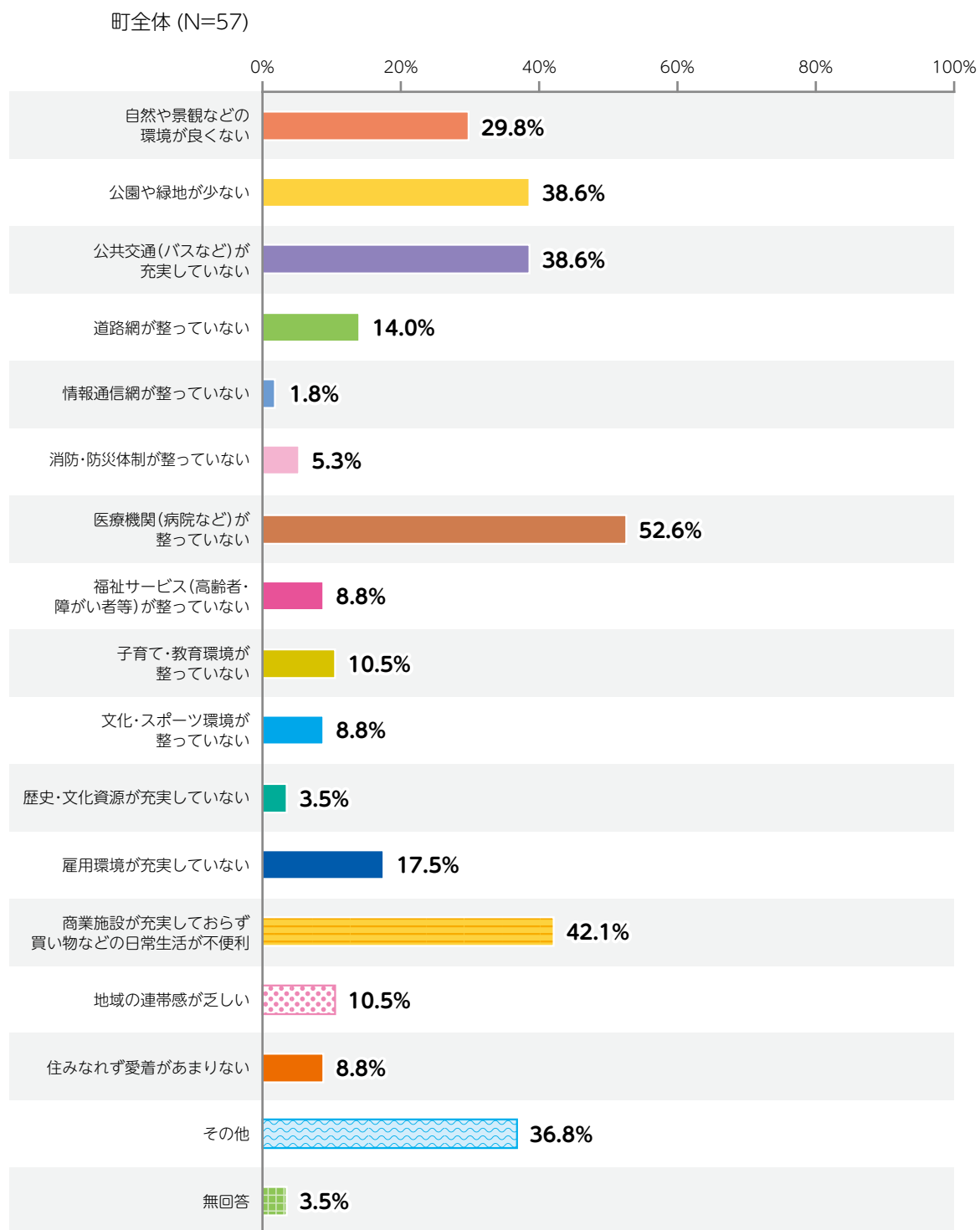
問4-2_住みやすい理由

- 住みやすい理由としては、「住みなれて愛着がある」が64.7%で最も多く、次いで「子育て・教育環境が整っている」が42.5%、「商業施設が充実しており買い物などの日常生活が便利」が29.2%、「福祉サービスが整っている」が20.0%などとなっています。



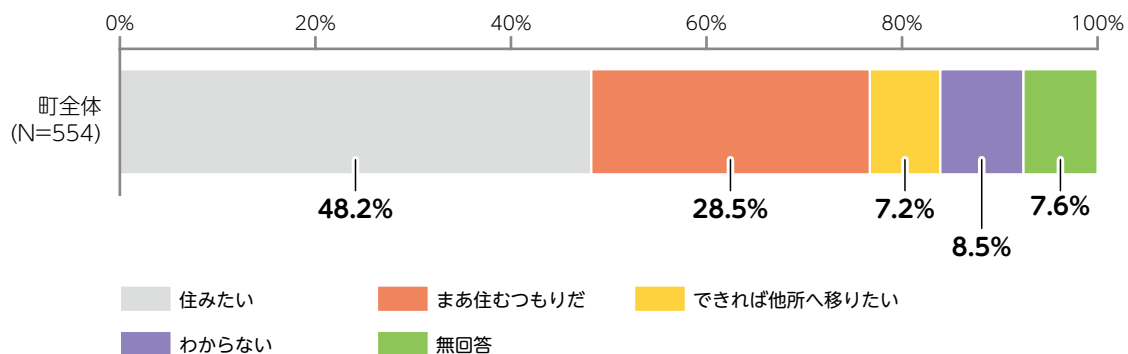
問4-3 住みにくい理由

○ 住みにくい理由としては、「医療機関が整っていない」が52.6%で最も多く、次いで「商業施設が充実しておらず買い物などの日常生活が不便利」が42.1%、「公園や緑地が少ない」と「公共交通(バスなど)が充実していない」が38.6%などとなっています。

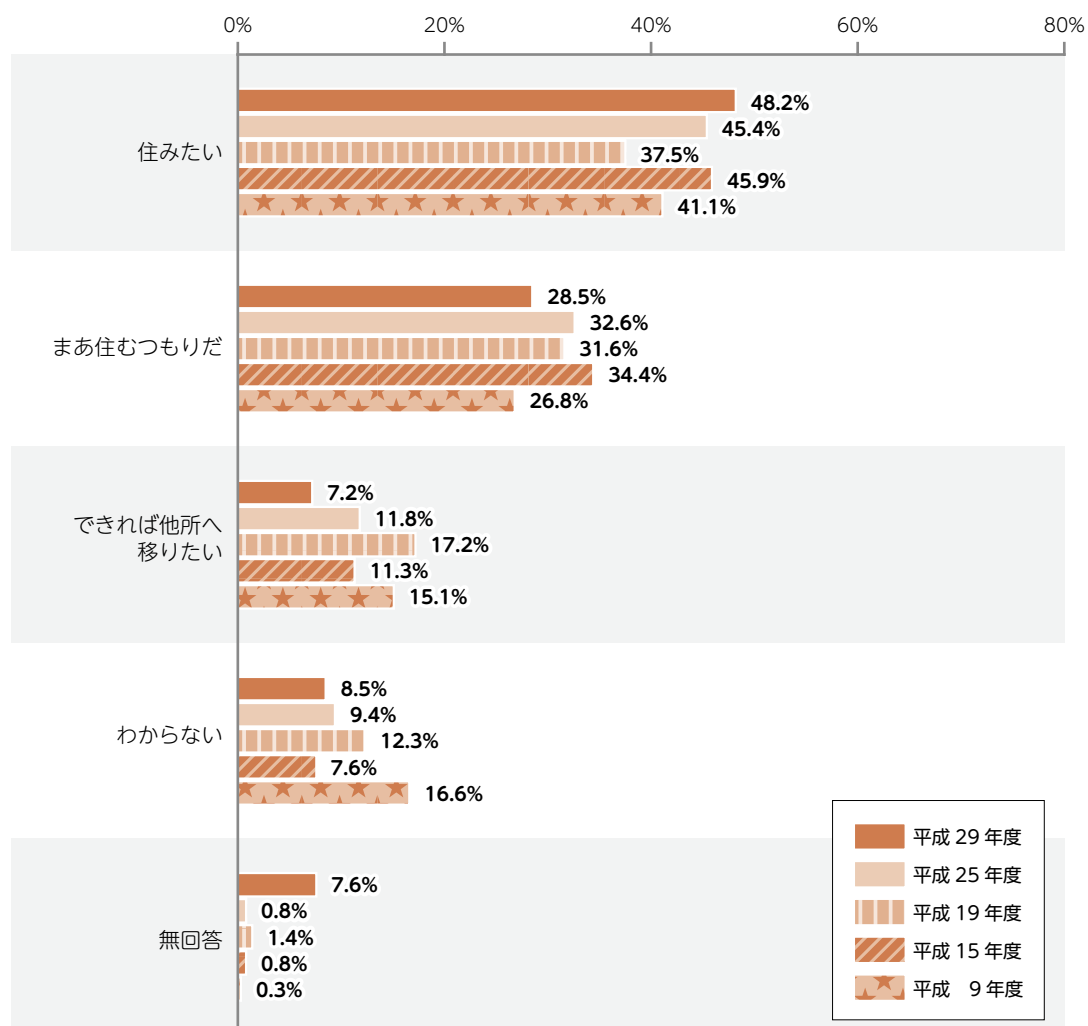


問5 居住継続意向

- 今後の居住意思については、「住みたい」が48.2%、「まあ住むつもりだ」が28.5%で、住み続けたい意向が約8割近くみられます。
- 前回調査と比較すると、「住みたい」が2.8ポイント増え、「できれば他所へ移りたい」が4.6ポイント減少し、今後も住み続けたい方が多い傾向にあることがうかがえます。



前回調査との比較グラフ



問6 分野別取組についての満足度

- 嘉手納町の取組みで高い評価が得られている項目は、
 - 「⑭下水道・排水設備が充実している」(満足評価54.5%)、
 - 「⑭ごみ収集やリサイクルなど地域環境への配慮が促進されている」(満足評価52.3%)、
 - 「①子育て支援が充実している」(満足評価52.2%)、
 - 「⑦がん検診など予防医療の観点から健康づくりが促進されている」(満足評価45.1%)、
 - 「⑬消防・救急体制が充実されている」(満足評価45.1%)、
 - 「⑧学校教育施設が充実している」(満足評価43.1%)などが挙げられています。
- 一方、低い評価の項目は、
 - 「⑯騒音や悪臭などの公害が少ない」(不満足評価54.3%)、
 - 「⑧町内での就労機会が多い」(不満足評価37.4%)、
 - 「⑳地場製品の販売促進や農水産業への支援が充実している」(不満足評価32.1%)、
 - 「⑨企業誘致や商工業の支援などの取組みが充実している」(不満足評価28.5%)、
 - 「㉑バスなどの公共交通が充実している」(不満足評価23.5%)などが挙げられています。
- 中でも騒音や悪臭などの公害に対する不満足評価が54.3%で低評価となっており、その要因として嘉手納飛行場があげられます。また、就労機会や農水産業・商工業への支援など経済活動に関する項目の満足度が低い傾向にあり、喫緊の課題と言えます。
- 前回調査と比較すると、「騒音や悪臭などの公害が少ない」が不満足評価22ポイント増えているものの、「子育て支援が充実している」の満足評価が29ポイント増え、全体的に取組みに対する満足評価が上昇傾向にあります。

		1	2	3	4	5	6	全体
		満足	やや満足	普通	やや不満	不満	無回答	
子育て	①子育て支援が充実している	23.6%	28.5%	28.9%	1.8%	0.9%	16.2%	100.0%
	②保育園や幼稚園施設が充実している	17.3%	23.6%	34.1%	6.0%	2.9%	16.1%	100.0%
	③保育サービス、幼児教育の質が高い	10.3%	19.5%	45.7%	4.0%	1.8%	18.8%	100.0%
保健・医療・福祉	④高齢者の介護支援施設が充実している	7.8%	21.3%	47.8%	6.7%	1.8%	14.6%	100.0%
	⑤高齢者サービス(相談・支援等)が充実している	9.2%	19.7%	48.0%	6.3%	2.2%	14.6%	100.0%
	⑥障がい者が安心して生活できる環境づくりが推進されている	5.8%	17.1%	48.7%	9.6%	1.8%	17.0%	100.0%
	⑦がん検診など予防医療の観点から健康づくりが促進されている	15.0%	30.1%	39.4%	3.1%	1.1%	11.4%	100.0%

(注) 網掛け部分は、評価が高い、または評価が低い項目

		1	2	3	4	5	6	全体
		満足	やや満足	普通	やや不満	不満	無回答	
教育・文化	⑧学校教育施設が充実している	17.5%	25.6%	38.1%	3.2%	1.3%	14.3%	100.0%
	⑨学校教育の質が高い	5.4%	22.0%	47.5%	7.2%	1.8%	16.1%	100.0%
	⑩町民の学習活動が推進されている	6.0%	20.6%	50.2%	6.7%	1.6%	15.0%	100.0%
	⑪町民の文化活動が推進されている	6.0%	25.5%	49.6%	5.2%	1.4%	12.3%	100.0%
安心・環境	⑫災害に強いまちづくりが推進されている	4.7%	15.5%	48.4%	13.2%	2.7%	15.5%	100.0%
	⑬消防・救急体制が充実されている	15.3%	29.8%	37.5%	3.1%	1.3%	13.0%	100.0%
	⑭ごみ収集やリサイクルなど地域環境への配慮が促進されている	20.0%	32.3%	33.4%	4.7%	1.1%	8.5%	100.0%
	⑮街の景観や身近な自然の美しさがある	8.1%	21.5%	42.8%	13.2%	2.2%	12.3%	100.0%
	⑯騒音や悪臭などの公害が少ない	4.7%	7.4%	22.2%	24.0%	30.3%	11.4%	100.0%
産業・経済	⑰商業施設が身近にあり買い物などの利便性が高い	14.1%	27.4%	29.8%	14.1%	5.1%	9.6%	100.0%
	⑱町内での就労機会が多い	2.0%	5.8%	37.7%	23.6%	13.7%	17.1%	100.0%
	⑲企業誘致や商工業の支援などの取組みが充実している	2.3%	9.2%	43.7%	19.5%	9.0%	16.2%	100.0%
	⑳地場産品の販売促進や農水産業への支援が充実している	1.8%	8.3%	43.0%	23.3%	8.8%	14.8%	100.0%
都市基盤	㉑緑地や公園などが充実している	7.0%	17.7%	40.6%	15.0%	7.4%	12.3%	100.0%
	㉒バスなどの公共交通が充実している	4.2%	14.6%	43.9%	17.1%	6.3%	13.9%	100.0%
	㉓幹線道路や生活道路網の整備が充実している	7.4%	21.3%	42.4%	12.5%	4.0%	12.5%	100.0%
	㉔下水道・排水設備が充実している	28.3%	26.2%	34.3%	2.9%	1.1%	7.2%	100.0%

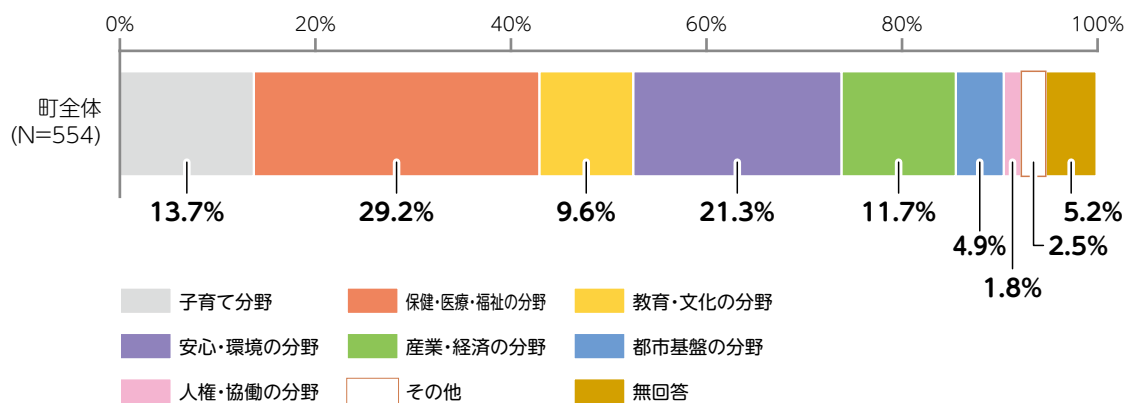
(注) 網掛け部分は、評価が高い、または評価が低い項目

		1	2	3	4	5	6	全体
		満足	やや満足	普通	やや不満	不満	無回答	
人権・協働	②⑤人権の尊重と差別の解消が推進されている	6.5%	15.0%	56.0%	5.4%	3.2%	13.9%	100.0%
	②⑥男女共同参画が推進されている	4.3%	13.4%	59.7%	5.1%	1.3%	16.2%	100.0%
	②⑦まちづくりへの町民の参加が推進されている	4.9%	18.6%	53.6%	7.6%	1.4%	13.9%	100.0%
	②⑧地域のコミュニケーション活動が活発に行われている	8.8%	24.0%	50.0%	6.1%	1.3%	9.7%	100.0%
	②⑨必要とする町政情報が十分得られている	5.6%	20.9%	47.5%	10.5%	2.7%	12.8%	100.0%

(注) 網掛け部分は、評価が高い、または評価が低い項目

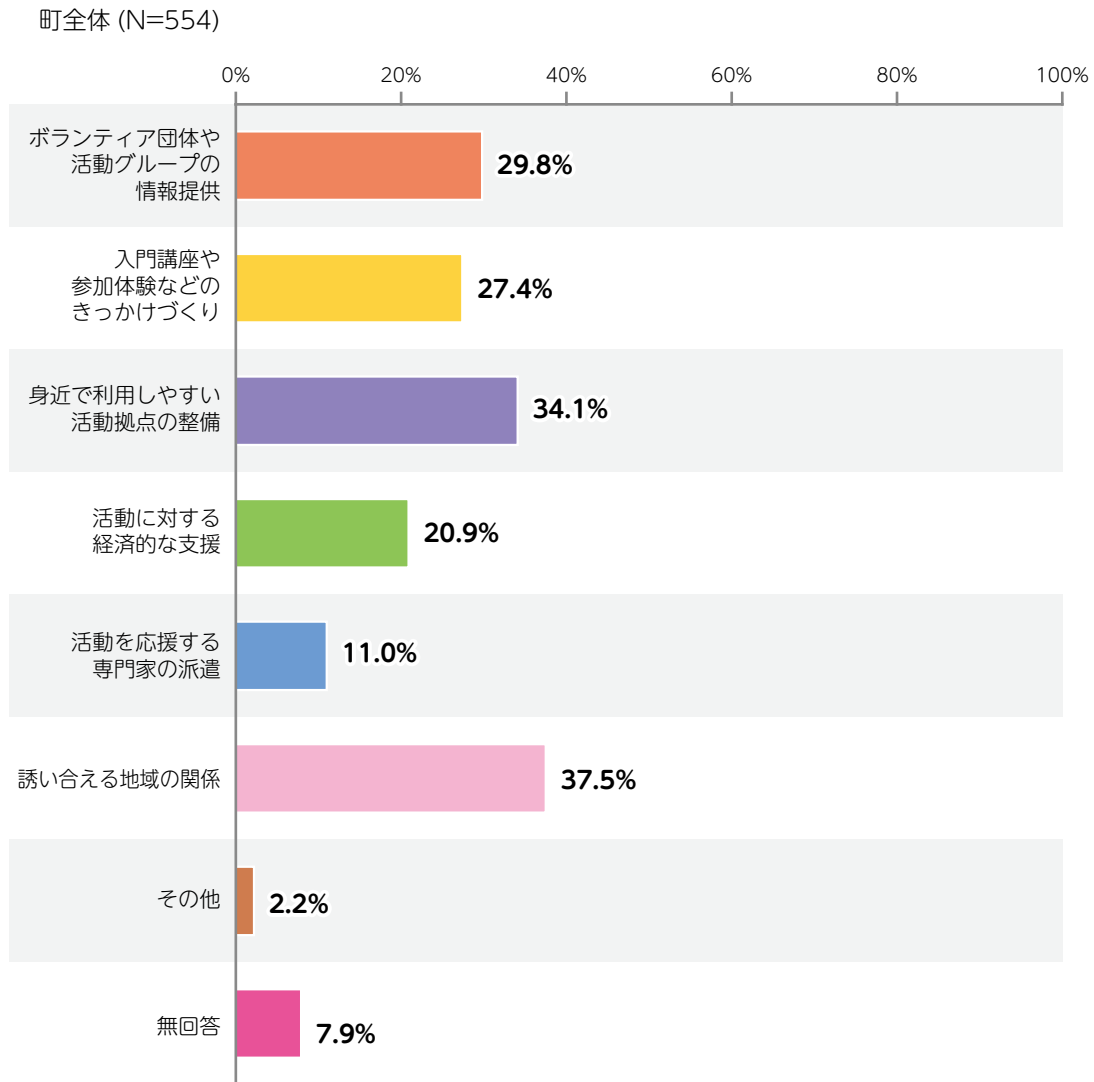
問7_優先的取組

- まちづくり施策で優先的に取り組んでほしい分野は、「保健・医療・福祉の分野」が29.2%で最も多く、次いで「安心・環境の分野」が21.3%、「子育て分野」が13.7%、「産業・経済の分野」の11.7%などとなっています。



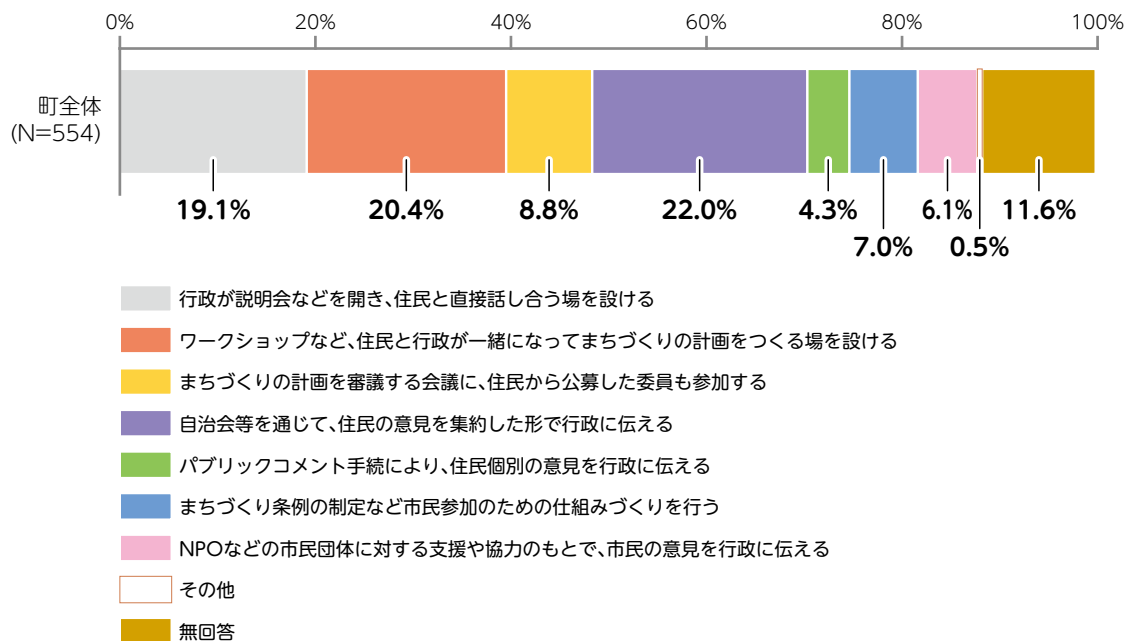
問26 地域活動等の活性化方策について

- 地域活動やボランティア活動の活性化策については、「誘い合える地域の関係」が37.5%で最も多く、次いで「身近で利用しやすい活動拠点の整備」が34.1%、「ボランティア団体や活動グループの情報提供」が29.8%、「入門講座や参加体験などのきっかけづくり」が27.4%などとなっています。



問29_まちづくり協働の方法について

- 「自治会等を通じて、住民の意見を集約した形で行政に伝える」が22.0%で最も多く、次いで「ワークショップなど、住民と行政が一緒になってまちづくりの計画をつくる場を設ける」が20.4%、「行政が説明会などを開き、住民と直接話し合う場を設ける」が19.1%などとなっています。



問33_嘉手納町のまちづくり像について

- 嘉手納町のまちづくり像については、「子どもからお年寄りまで、健康に暮らせて福祉が充実した「健康と福祉のまち」」が61.4%で最も多く、次いで「子育てと教育環境が充実した「子育てと教育のまち」」が44.0%、「防災・防犯対策が充実した「安全・安心のまち」」が29.2%、「公園や緑が多く、公害が少なく暮らしやすい「快適な住環境のまち」」が28.5%、「地元の産業や商店街が活気にあふれた「活力ある産業のまち」」が25.1%などとなっています。
- アンケート調査全体を通して、「福祉・医療・保健」や「子育て」といったキーワードに強い関心があることがうかがえます。

第5次嘉手納町総合計画 〈前期基本計画〉

沖縄県中頭郡嘉手納町字嘉手納588番地

TEL (098) 956-1111

FAX (098) 956-9508



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。